

別紙

諮問第1755号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定について、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分是不開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都営バス 運行表（全営業支所）の最新版」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都交通局長が令和5年4月28日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、「都営バス全営業所・支所の最新版運行表」（以下「本件対象公文書」という。）について、条例7条4号及び6号に該当するとして不開示とする本件不開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月21日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年4月16日に実施機関から理由説明書を、同年6月7日に審査請求人から意見書を收受し、令和7年1月24日（第255回第二部会）から同年4月25日（第257回第二部会）まで、3回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 都営バスの運行表について

都営バスの運行表は、営業所での点呼の際に運行管理者から乗務員に手渡されるものである。乗務員がその日運行する系統や出庫時間などが細かく記載されており、系統や曜日ごとに異なるダイヤが、一目で分かるように図式化されている。

なお、ダイヤ改正等により不使用となった運行表については、令和5年度から実施機関がイベント等で一部を販売している。

イ 本件不開示決定について

審査請求人は審査請求書等において、ダイヤ改正等により不使用となった運行表がイベント等で販売され公になっており、そこから現行のダイヤに係る情報が想定可能となることから本件対象公文書は不開示情報には当たらないと主張するとともに、運行表はイベントに行ける者でないと入手困難であり、また入手しても審査請求人が必要とする情報とは限らない旨主張する。

これに対し、実施機関は、都営バス運行表には、営業車や回送車の発着時間等の営業情報が含まれるため、公にすると、乗務員に対するストーカー行為の助長、テロや盗難の発生等を招くなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとともに、令和5年度から実施機関では不使用となった運行表の一部をイベント等で販売しているため、全営業所・支所の最新版の運行表を開示してしまうと、販売収益が減少し、実施機関の経営上及び事業運営上の正当な利益を害するおそれがあり、本件不開示情報は条例7条4号及び6号に該当すると説明する。

また、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、近年、乗務員に対するつきまとい行為等が散見されており、本件対象公文書が公になると、特定の乗務員への待伏せや業務に関係のない問合せ等が増え、運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

以上を踏まえ、審査会が見分したところ、本件対象公文書のうち別表に掲げる本件不開示情報1、2及び3を除いた部分には、営業車両の稼働状況や乗務員の一日の具体的なスケジュール内容等、乗務員ごとの業務と密接に関係する情報が記載されてい

た。

したがって、これらの情報を公にすることとなると、特定の職員に対し、業務外の目的で接触を図ろうとする行為や業務に関係のない問合せが増えるおそれがあり、運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できるものである。

なお、社会情勢に鑑みても、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の一部改正（令和5年8月1日施行）により、バス等において、車内での乗務員の氏名の掲示義務が廃止されており、乗務員等のプライバシーにも配慮し、安心して働ける職場環境の整備が促進されている。

これらのことから、本件対象公文書のうち、別表に掲げる本件不開示情報1、2及び3を除いた部分については条例7条6号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当であるが、別表に掲げる本件不開示情報1、2及び3については、以下の（ア）、（イ）及び（ウ）のとおり条例7条4号及び6号に該当せず、他に不開示とすべき理由もないことから、開示すべきである。

（ア）本件不開示情報1について

本件不開示情報1は、系統名、停留所名といった運行表の項目及び系統番号である。審査会が検討したところ、本件不開示情報1は都民等が入手できる運行表等により既に公になっている情報であり、これを公にしたとしても、犯罪行為に悪用されるおそれがあるとは認められず、また実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないので、条例7条4号及び6号に該当しない。

（イ）本件不開示情報2について

本件不開示情報2は、乗務員がバス運行の際に注意すべき点をまとめた文言である。審査会が見分したところ、本件不開示情報2はバス運行の際に乗務員が注意すべき一般的な内容であり、これを公にしたとしても、犯罪行為に悪用されるおそれがあるとは認められず、また実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないので、条例7条4号及び6号に該当しない。

(ウ) 本件不開示情報 3 について

本件不開示情報 3 は、営業所の代表電話番号である。審査会が見分したところ、本件不開示情報 3 は実施機関のホームページに同様の内容が掲載されていることが認められる情報であり、これを公にしたとしても、犯罪行為に悪用されるおそれがあるとは認められず、また実施機関における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないので、条例 7 条 4 号及び 6 号に該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

小泉 博嗣、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表 開示すべき部分

本件不開示情報 1	項目及び系統番号
本件不開示情報 2	乗務員がバス運行の際に注意すべき点をまとめた文言
本件不開示情報 3	営業所の代表電話番号